

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成30年5月15日 13時45分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市城ヶ島南西方沖 城ヶ島灯台から真方位225° 7.8海里付近 (概位 北緯35° 02.6′ 東経139° 29.9′)
事故の概要	石材運搬船第六豊松丸 ^{ほうしゅう} は、航行中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	平成30年7月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	石材運搬船 第六豊松丸、497トン 132324、株式会社鈴木組 ディーゼル機関、4サイクル、出力736kW、回転数毎分 245、6気筒、ボア340mm、使用燃料LSA重油（特A重 油）、平成6年10月機関製造
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	主機等に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、航行中、船首側から 順に番号が付された「主機の2番及び4番シリンダのシリンダヘッ ド」（以下「本件シリンダヘッド」という）の排気弁周辺から出火 し、機関長がウエスで炎をたたいて鎮火させた。 本船は、本事故後、機関製造会社が点検し、本件シリンダヘッドの 燃料噴射弁取付部周辺に燃料油の漏えい等が認められたが、燃料噴射 弁が焼損し、漏えいした箇所の特定に至らなかった。 本船は、船長が主機の始動が不可能と判断し、タグボートにえい航 されて三浦市三崎港に入港した。 本船は、通常航海中の主機排気温度が約300℃以上であった。 LSA重油（特A重油）の自然発火温度は、約240℃であった。
分析	本船は、航行中、本件シリンダヘッドの燃料噴射弁取付部周辺から 燃料油が漏えいし、燃料油が自然発火して本件シリンダヘッド付近で 出火したものと考えられるが、燃料油の漏えい箇所を明らかにするこ とはできなかった。
原因	本事故は、本船が、航行中、本件シリンダヘッドの燃料噴射弁取付 部周辺から燃料油が漏えいし、燃料油が自然発火して本件シリンダヘ

	ツド付近で出火したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 燃料油等の漏えいの早期発見に努めること。